

【 金融問題及び経済活性化に関する特別委員会 】

(1) 審議概観

第150回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

8月15日に国会に提出された金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告について、11月15日、相沢金融再生委員長から説明を聴取し、引き続き同報告に対する質疑を行った。

報告の内容は、①特別公的管理が行われていた長銀及び日債銀に係る措置、②金融整理管財人による処分が命ぜられた金融機関に対する措置、③預金保険法に基づく破綻金融機関の処理、④破綻金融機関の処理に係る資金の使用状況などである。

質疑では、金融機関の健全性や不良債権の状況に関する議論が集中した。これに対し、金融機関による積極的な不良債権の処理や大手銀行の合併・統合により、金融機能の健全化及び金融再編が進んでいるとの認識が政府より示された。

その他、事業会社による銀行業参入や、長銀の譲渡契約に係る問題点についても多くの関心が寄せられた。

また、財務状況の悪化が続く生命保険会社への対応策について、金融再生委員長は、資産の運用利率が予定利率を下回ることにより発生する逆ざやが経営悪化の主因であるとして、生命保険契約の予定利率の変更を可能とするよう法律改正を検討したい旨の発言があった。

(2) 委員会経過

○平成12年9月21日（木）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成12年11月15日（水）（第2回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について相沢金融再生委員会委員長から説明を聴いた後、同委員長、宮澤大蔵大臣、宮本金融再生政務次官、小野経済企画政務次官、政府参考人、参考人預金保険機構理事長松田昇君、東京証券取引所理事長土田正顕君及び日本銀行総裁速水優君に対し質疑を行った。

○平成12年12月1日（金）（第3回）

○金融問題及び経済活性化に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。